

事業者向けの主な支援策

新型コロナウイルスの影響を受ける市内の事業者に対して、緊急支援を行います。

店舗等への家賃支援

賃料の5分の4

1期:4/7~5/6 上限50万円 上限30万円 2期:5/7~5/31

不重可複

市家賃支援2期と

【申請期限: 9/30まで延長】

県の要請を受け、休業した施設や休業・ 時間短縮営業した飲食店などの賃料を 支援

【市】福岡市家賃支援相談窓口 092-739-8175 (毎日9時~18時)

休業等要請対象外施設への支援

法人:15万円、個人:10万円

※ 売上が30%以上減少した事業者

【申請期限: 9/30まで延長]

県が定めた「事業の継続が求められる 施設」に該当する施設への支援

※ 宿泊施設、飲食店(時短要請の対象と なっていた店舗)、不特定多数の市民と 接する機会がない施設(事務所、工場 など) は除く。

【市】福岡市休業等要請外施設支援金相談窓口 092-288-2255 (毎日9時~18時)

①家賃支援給付金

①法人: 上限 600万円

個人: 上限300万円

②法人: 上限 60万円 ②賃料の15分の1

個人:上限 30万円 または30分の1

【申請期限: ①2021/1/15 ② 2021/2/28 】

②家賃軽減支援金 地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金

※5月から12月の売上高について ○1ヵ月で前年同月比50%以上減少 または

○連続する3ヵ月の合計で前年同月比30%以上減少

①【国】家賃支援金コールセンター

0120-653-930 (毎日8時30分~19時)

②【県】福岡県家賃軽減支援金コールセンター 0570-010833(平日9時~17時) ※8月末まで土、日、祝日も対応

持続化給付金

①賃料の3分の2

または3分の1

支援対象を拡大 (6/29~)

① 雑所得・給与所得で確定申告 ② 2020年1~3月に創業した事業者

6ヵ月分

支給

法人:上限200万円、個人:上限100万円

※ 売上が50%以上減少した事業者

【申請期限:2021/1/15】

事業の継続を支え、再起の糧とするため、 事業全般に広く使える給付金

【国】持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570 (毎日8時30分~19時) ※9月以降は土、祝日を除く8時30分~19時

中小企業経営革新実行支援補助金

感染防止対策:上限50万円 (対象経費の3/4)

※ 経営革新の承認(変更)を受けている事業者

【 申請期限:6/29~補助金予算額に達する時点まで 】

経営革新に取り組む中小企業者の方が、新型コロナ ウイルス感染症予防に向けた業種別ガイドラインに 基づく感染防止対策に必要な経費を支援

【県】福岡県商工部新事業支援課新分野推進係 092-643-3449 (平日9時~17時)

7月30日現在の情報です

各支援策の詳細・最新情報はホームページをご確認ください。 https://www.city.fukuoka.lg.jp/shicho/koho/health/covid19_ji.html



福岡市 コロナ 検索

事業者向けの主な支援制度

	支援制度・窓口等	問い合わせ先
給付金(もらえる)	雇用調整助成金 労働者の一時休業などにより雇用維持を図った場合に 休業手当等の一部を事業主へ助成	【国】福岡労働局 助成金センター 092-411-4701 平日8:30~17:15 【国】雇用助成金コールセンター 0120-60-3999 9:00~21:00(土日祝日対応)
	文化芸術活動への支援 文化芸術関係者等の活動継続に向けた必要な経費を支援 フリーランスの実演家等への支援20万円等	【国】コールセンター 0120-620-147 10:30~17:00 (土日祝日対応)
融資 (かりる)	福岡市商工金融資金制度 · 3年間実質無利子・無担保、保証料ゼロ 「新型コロナウイルス感染症対応資金」 (融資限度額4千万円、融資期間10年以内(据置期間5年以内)) · セーフティネット保証4号(売上▲20%) · セーフティネット保証5号(売上▲5%) ・危機関連保証 (売上▲15%)	【市】中小企業サポートセンター(経営支援課) 092-441-2171 平日9:00~17:00 ※取扱金融機関 (お取引のある又は お近くの金融機関に ご相談ください。)
	日本政策金融公庫の特別貸付 ・実質無利子・無担保融資(特別利子補給) ・既往債務の借換も可能(実質無利子化) ・新型コロナウイルス感染症特別貸付等 ・衛生環境激変対策特別貸付(旅館業、飲食店営業等) ・農林漁業セーフティネット資金農林漁業者向け)	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 平日9:00~17:00 土日電話相談専用ダイヤル(9時~16時) 小規模事業者・個人事業主0120-112476 中小企業 0120-327790 農林漁業者等 0120-926478
猶予	税金、社会保険料の支払い猶予等 事業収入が減少し、納税が困難となった事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予(法人税、消費税、固定資産税など)厚生年金保険料等を納付することが困難な時は換価・納付の猶予※詳しくは関係機関にご相談ください。	【国税】福岡国税局猶予相談センター 【県税】県税事務所 【市税】各区納税課、特別滞納整理課 【厚生年金保険料】年金事務所 【健康保険料】協会けんぽ加入は年金事務所 健康保険組合加入は組合
相談したい	出張相談会 事業者向け支援施策について各種申請手続きをサポートするための 行政書士や社会保険労務士による出張相談会を開催	 (市) (~7/31) 事業者向け支援ダイヤル 092-401-0038 (8/3~) 福岡市 経済観光文化局 政策調整課 092-711-4326 平日9:00~18:00
	飲食店アドバイザー派遣 新しい生活様式に対応する飲食店を支援するアドバイザー業務を 実施し、安全対策を実施した飲食店を公式 HPで情報発信	【市】安全安心に取り組む飲食店事務局 070-5481-9127 平日10:00~17:30
	事業者向け共同相談窓口 福岡商工会議所ビルに設置の共同相談窓口(総合受付2階) 福岡労働局、福岡商工会議所、福岡市の3者が連携して対応	福岡商工会議所 092-441-2161、092-441-2162 平日9:00~17:00(12~13時除く)

7月30日現在の情報です

各支援策の詳細・最新情報はホームページをご確認ください。

福岡市 コロナ

検索